

仕 様 書

1. 件名

奈良公園ナイトタイム実証業務委託

2. 業務目的

奈良公園周辺エリアは全国有数の観光地であり、国内外から多くの観光客が訪れる地域である。

一方で、観光客の来訪時間帯や訪問先は特定の時間帯・エリアに集中する傾向があり、夕方以降は来訪者が減少し、滞在時間の短さや回遊性の低さが課題となっている。

本業務では、奈良公園周辺エリアにおける滞在時間の延長、回遊及び宿泊促進を図るため、吉城園等で夜間コンテンツ・その他自主提案事業を実施する。その過程で民間主体による夜の奈良公園地域の活性化を見据え、奈良公園各エリアの利用特性や実施上の課題や制度上の留意事項等を整理し、奈良公園の夜間利活用の自走可能な運営モデルを作成することで、奈良公園周辺地域の課題解決につなげることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年2月10日まで

「5. 業務内容(2)及び(3)」の実施日は紅葉の時期で、かつ受託者任意の10日以上とする。

4. 実施場所

吉城園及び奈良公園周辺エリア

5. 業務内容

(1) 実施計画の策定

受託者は以下を整理した実施計画書を作成すること。

- ・実施体制
- ・実施スケジュール
- ・安全管理体制
- ・効果測定方法
- ・関係機関連絡体制

(2) 吉城園夜間コンテンツの実施

- ① 吉城園においてライトアップを活用した夜間コンテンツを企画及び運営すること。
- ② 周辺環境への配慮及び来訪者の安全確保を行うこと。
- ③ 参加料等は提案内容により、設定可能とする。

また、本事業費内で生じた収益につき、確定した収益額を委託料から差し引くものとする。

- ④ 内容については委託者と協議の上決定すること。

(3) 自主提案

- ① (2)と連携した宿泊・回遊促進等、滞在時間延長に資するコンテンツの企画及び運営
- ② 周辺環境への配慮及び来訪者の安全確保を行うこと。
- ③ 参加料等は提案内容により、設定可能とする。

また、本事業費内で生じた収益につき、確定した収益額を委託料から差し引くものとする。

- ④ 内容については委託者と協議の上決定すること。

(4) 広報

- ① 委託者が実施する広報と連携しながら行うこと。
- ② 奈良公園公式 Instagram 及び県が有するデジタルサイネージ等の連携・活用を想定する場合は適したクリエイティブを制作すること。動画・静止画を問わない。

デジタルサイネージで放映する場合の仕様

- ・ アスペクト比 縦型 9:16
- ・ 画質 FHD 以上
- ・ 拡張子は.mp4、.mpg、.mov、.mv4 等 他静止画
- ・ 動画尺:15～30 秒

(5) 効果測定

- ① 5.(1)～(4)実証事業の効果測定を行うこと。効果測定にあたっては、宿泊者割合や来訪者属性等必要な情報を調査すること。
- ② その他運営モデル作成において必要な項目を調査すること。

(6) 実証結果の整理と報告書の作成

- ① 「(5)効果測定」の結果を取りまとめること。
- ② 本業務を通じて得られた知見、課題、エリア特性、制度上の留意事項等を整理すること。
- ③ 本事業において生じた課題や対応経過について整理すること。
- ④ 「運営モデル」の作成

効果測定の結果、分析をもとに民間事業者が主体となって継続可能な運営モデルを作成すること。
作成に際しては委託者と協議の上、民間事業者目線での作成・納品を行うこと。

- I. 「運営モデル」の概要
- II. 想定される主体
- III. 収益構造
- IV. 持続可能性
- V. 官民の役割
- VI. 民間参入のための課題整理

- ⑤ 「実証結果報告書」として報告すること。内容については委託者と協議の上決定すること。

(7) 関係機関との調整等

- ① 委託者と協議の上、関係法令及び制度上の制約を確認し、必要な関係機関との調整を行うこと。
- ② 協議内容については整理し、成果品へ反映すること。

6. 成果品

(1) 事業成果として下記の納品をすること。

- ① 業務実施計画書
- ② 実証結果報告書

(2) 納入場所

奈良県観光局奈良公園室が指定する場所

(3) 期限

令和 9 年 2 月 10 日(水)

7. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

9. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこと。

10. 経理処理

- (1) 受託者は、本事業に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、支出額及び収入額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (2) 支出及び収入の内容を証する帳票を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (3) 委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、減額した確定額を支払うものとする。

11. 貸与資料

本件業務遂行上必要となる資料や画像について、乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本件業務の完了後は、速やかに借用した資料等を甲に返却しなければならない

12. 秘密の順守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

13. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項、及び記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (2) 受託者は、本事業の遂行に当たり、意図及び目的を十分に理解した上、関連法令及び本仕様書を厳守するとともに、適正な人員を配置し、正確かつ効率的に行うこと。
- (3) 受注者は業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる ことを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

公契約条例に関する遵守事項

本事業を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本事業を適正に履行すること。
- 2 次に掲げる事項及びその他の日本国内の法令の趣旨にのっとり、本事業を適正に履行すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本事業の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。